

佐世保工業高等専門学校高圧ガス管理規程

(令和7年11月4日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）及び関係法令に従い、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）において保有及び使用する高圧ガスを適正に管理し、教育研究活動等における高圧ガスによる事故等の防止を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における「高圧ガス」とは、法第2条に規定するものをいう。

(管理者及び管理責任者)

第3条 本校において保有及び使用する高圧ガスを管理するため、管理者を置き、校長をもって充てる。

2 管理者の事務を担当するため、管理責任者（以下「責任者」という。）を置き、事務部長をもって充てる。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、次の事項を行う。

- 一 高圧ガスの総括、管理及び計画に関すること。
- 二 高圧ガスの事故防止に関すること。
- 三 高圧ガスの管理に関し必要な指導及び啓発に関すること。

(責任者の責務)

第5条 責任者は、次の事項を行う。

- 一 保有する高圧ガスの管理に関すること。
- 二 高圧ガスに係る管理者及び安全衛生委員会への報告に関すること。
- 三 その他高圧ガスに係る事務の処理について必要と認められること。

(取扱者)

第6条 高圧ガスを取り扱う者（以下「取扱者」という。）とは、高圧ガスを職務上又は教育研究上取り扱う教職員をいう。

(取扱者の責務)

第7条 取扱者は、次の事項を行う。

- 一 高圧ガスの危険防止措置に関すること。
- 二 高圧ガスの保管及び管理並びに設備の点検に関すること。
- 三 高圧ガスの使用状況の点検に関すること。

四 高圧ガスによる事故、災害、高圧ガス容器の盗難、紛失等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに安全処置等を行い、責任者に報告し、その指示に従うこと。

五 その他高圧ガスの取扱いに関すること。

(高圧ガスの管理)

第8条 高圧ガスは、高圧ガス容器ごとに管理するものとする。

2 取扱者は、高圧ガス容器の受け払いの都度、高圧ガス容器管理台帳（別紙様式）（以下「台帳」という。）に記入するものとする。

3 取扱者は、年に一回以上、責任者の要請に応じて、責任者に台帳を提出するものとする。

(講習)

第9条 管理者は必要に応じ、取扱者に高圧ガスの保有、管理及び使用に関する講習を受けさせることができる。

(緊急時の措置)

第10条 責任者は、第7条第4号の規定による報告を受けたときは、直ちに管理者に報告し、必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて監督官庁等へ届け出るとともに、必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生委員会)

第11条 高圧ガスの管理については、佐世保工業高等専門学校安全衛生管理規程第4条に定められている安全衛生委員会が状況を把握するとともに、必要に応じて責任者に対して指導、助言を行うものとする。

(事務)

第12条 本規程に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年11月4日から施行する。